府令

○内閣府令第十九号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十五条の十第一項及び第三項第七号、第三十五条の十一第二項から第四項まで並びに第三十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条第一項の中期計画」を「第三十五条の十第一項の事業計画」に改める。

第五条及び第六条を削る。

第四条の見出し中「中期計画」を「事業計画」に改め、「その他」を削り、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の十第三項第七号」に、「中期目標期間」を「年度目標期間」に改め、同条を第六条とする。

第三条の見出し中「中期計画」を「事業計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項の規定により中期計画」を「第三十五条の十第一項の規定により事業計画」に、「中期計画を」を「事業計画を」に改め、「中期計画の最初の」及び「（国立公文書館の最初の事業年度の属する中期計画については、国立公文書館の成立後遅滞なく）」を削り、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の十第一項後段」に、「中期計画」を「事業計画」に改め、同条を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条　国立公文書館に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　国立公文書館の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、国立公文書館の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　国立公文書館の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　国立公文書館の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他国立公文書館の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　国立公文書館の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条　国立公文書館に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号。以下「法」という。）の規定に基づき内閣総理大臣に提出する書類とする。

第七条及び第八条を次のように改める。

（通則法第三十五条の十一第二項の主務省令で定める期間）

第七条　国立公文書館に係る通則法第三十五条の十一第二項に規定する主務省令で定める期間は、五年間とする。

（業務実績等報告書）

第八条　国立公文書館に係る通則法第三十五条の十一第三項の報告書には、事業計画に定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には、次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　年度目標及び事業計画の実施状況

ロ　当該事業年度における業務運営の状況

ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値

ニ　最近五年間の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　当該項目が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について国立公文書館が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　国立公文書館は、前項に規定する報告書を内閣総理大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第十八条を削る。

第十七条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。

第十四条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十五条　国立公文書館に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　国立公文書館に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の国立公文書館の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地